

只見町薪ストーブ等普及支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の森林資源の有効活用を促進し、森林環境の保全や森林の多面的機能の向上並びに低炭素社会の実現を図ることを目的とし、町内において薪を燃料として使用するストーブ又はボイラー（以下「薪ストーブ等」）を設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、只見町補助金等の交付等に関する規則（平成12年3月30日規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び要件)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者又は町内に事業所を有する者
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 補助金の交付申請を行った年度の3月末までに設置及び費用の支払が完了する事業であること。
- (4) 当該補助金の交付を過去に一度も受けていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、薪ストーブ等本体（煙突を含む。）の購入及び設置に係る経費（内装の不燃化工事を含む。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、上限額は30万円とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ薪ストーブ等普及支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 薪ストーブ等本体の購入及び設置に係る見積書の写し
- (2) 製品のカatalogの写し又は仕様書等
- (3) 設置箇所の写真又は設置個所を記した建築図面等の写し
- (4) 同意書（町税等納入状況の調査）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかに申請内容を審査し、その結果を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により町長の承認を受けようとする場合は、速やかに事業変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の10分の2以内の増減とする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、薪ストーブ等の設置が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第4号）に設置後の状況を明らかにする写真、領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書（様式第5号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により速やかに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。

2 申請者は、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求されたときは、速やかに町長にこれを返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。